令和４年度　第４回西宮市農業委員会総会議事録

１．**日時**：　令和４年７月２０日（水）　午後２時３０分から午後３時２０分まで

２．**場所**：　西宮市役所　第二庁舎４階　Ｂ４０５会議室

３．**出席者**：

【委員】（１４名）

（会長）	１番	松本　俊治
（委員）	２番	庄治　郁夫
	３番	吉井　幸弘
	４番	二本松　義人
	５番	吉村　修
	６番	川東　弘之
	７番	奥村　幸弘
	８番	前田　豊
	９番	大前　有三
	１０番	髙田　孝
	１１番	光岡　大介
	１２番	松本　彌生
	１３番	木下　勝博
	１４番	茶谷　巖

【事務局】

（事務局長）上野 孝弘　（係長）稲垣 重夫　（主査）増尾 尚之　（副主査）中田 奈緒美

（産業文化局長）長谷川 賢司　（産業文化総括室長）杉原 和彦

４．**欠席者**：　０名

５　**傍聴者**：　０名

６．**議事案件**：

【議案第　８　号】　農地法第３条の規定に基づく許可申請の件　〈審議結果：承認〉

【議案第　９　号】　非農地証明書交付の件　〈審議結果：承認〉

【報告第１３号】　農地法第４条第１項第８号の規定に基づく届出受理の件

【報告第１４号】　農地法第５条第１項第７号の規定に基づく届出受理の件

【報告第１５号】　農地法第１８条第６項の規定に基づく解約等の通知の件

【報告第１６号】　農地法第３条の３の規定に基づく届出受理の件

【報告第１７号】　引き続き農業経営を行っている旨の証明書交付の件

７．議事内容

午後２時３０分　開始

議長　　出席の皆様、本日は御苦労様でございます。

定刻になりましたので、ただいまから農業委員会総会を開会します。

初めに、委員会中は、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策を徹底しながら開催させていただきたい、と考えております。委員の皆様には、何とぞ御理解いただきますようお願いします。

それでは、総会を始めさせていただきます。

本日の出席委員は１４名です。定足の過半数に達していますので、本日の農業委員会総会は、成立しています。

それでは、議事録署名委員について、私から指名させていただくことにして御異議ありませんか。

委員　　（異議なし）

議長　　異議なしとのことですので、１２番松本委員と１３番木下委員を議事録署名委員に指名しますので、よろしくお願いします。

それでは、これより議案の審議に入ります。

議案第８号「農地法第３条の規定に基づく許可申請の件」を上程します。事務局から説明をお願いします。

事務局　　議案第８号について説明いたします。

【議案書朗読】

それでは、資料「農地法第３条第２項各号の判断基準」をご覧ください。

【資料朗読】

このとおり、農地法第３条第２項各号には該当しないため、許可要件を全て満たすと考えております。以上で議案の説明を終わります。

議長　　事務局の説明は終りました。

次に、地元委員の説明をお願いします。

木下委員、お願いします。

木下委員　議案第８号についてご説明いたします。申請農地の位置は配布資料のとおりです。申請者は、地元で農業を長年にわたって営んでおり、農業実績もあり、生産意欲も高く、また農業に必要な機械も持っておられ、許可されても問題はないと考えます。以上で、地元委員の説明を終わります。

議長　　説明は終わりました。
本件に対して御質問、御意見はありませんか。
委員　　（質問、意見なし）
議長　　なければ、議案第８号「農地法第３条の規定に基づく許可申請の件」につきましては、許可することとして御異議ありませんか。
委員　　（異議なし）
議長　　御異議がないようですので、議案第８号につきましては、許可することとします。
続きまして、議案第９号「非農地証明書交付の件」を上程します。事務局から説明をお願いします。
事務局　議案第９号について説明いたします。
【議案書朗読】
申請農地につきましては、7月7日の現地調査により、現況が山林であることを確認しました。また、航空写真でも、山林になっていることを確認しました。したがって西宮市農業委員会事務取扱要領第９条第１項第１号に該当しますので、非農地証明書を交付することについて問題はないと考えております。以上で議案の説明を終わります。
議長　　事務局の説明は終りました。
次に、地元委員の説明をお願いします。
川東委員、庄司委員、お願いします。
川東委員　議案第９号番号１についてご説明いたします。申請農地の位置は配布資料のとおりです。申請地については、人の立ち入りができないほど山林化しており、少なくとも２０年以上、耕作は出来ていないものと判断できます。つきましては、申請地は、農地への復元は著しく困難と思われますので、非農地証明を交付しても問題はないと考えます。
以上で、地元委員の説明を終わります。
庄治委員　議案第９号番号２についてご説明いたします。申請農地の位置は配布資料のとおりです。申請地については、山林化しており、少なくとも２０年以上、耕作は出来ていないものと判断できます。つきましては、申請地は、農地への復元は著しく困難と思われますので、非農地証明を交付しても問題はないと考えます。以上で、地元委員の説明を終わります。
議長　　説明は終わりました。
本件に対して御質問、御意見はありませんか。
奥村委員　ちょっと質問良いですか。非農地証明ですが、現況が山林で２０年たっていればどんな場合でも出せるというのは事務局としてどうお考えですか。
事務局　山林化して２０年が経過し、農地に戻すことが出来ない場合、非農地証明を出すことについては問題ないと考えています。また、番号２の土地については、農地法第３条の許可申請に際し、耕作の事業に供すべき農地全てが効率的に利用できるかを確認したところ、申請者が相続した段階で山林化しており、申請農地の周辺には資材置場等があって通行できないため、非農地証明の申請に至りました。

議長　　私からも質問させてもらってよろしいか。相続した農地について場所を確認するのは当然だと思う。その時に、農地の所有者は通行できる権利があるのだから、権利を主張すべきだったのではないか。山林化し、通行できないからといって、非農地とすることでいいのか。特に番号２については、３条許可申請で農地を購入する一方、山林化した部分は非農地とするのはどうも納得しかねる。地元として、状況を把握していたのか。

庄治委員　昨年度の農地パトロールで確認しようとしたが、通行できませんでした。

木下委員　私の周辺でも、相続した農地がどこにあるか分からないことはよくあります。というのも、周辺全体が山林化して土地の境界があいまいな事もあるので。

事務局　　過去に農地パトロール用に配布していた地図では、農地の判別が難しいケースがあり、委員が確認できない場合がありました。昨年度の農地パトロールから、地図の精度を高めたことで、こういう農地があることが分かった次第です。今後はこのような非農地にならないよう、農地パトロールや所有者への働きかけを推進しますが、現状が既に山林化している農地については、速やかに非農地とすることが国の方針でもあるため、今回の非農地証明願についても農業委員会として承認頂ければと考えております。

川東委員　私が現地確認した番号１についても、既に山林化しており農地に復元は難しいと思います。こういった場所の非農地証明を交付するにあたり、例えば農業委員からの顛末書のようなものを添付するというのはどうですか。

議長　　　番号２については、承認するには疑問に感じられる点が見受けられるので、継続審議にすることも考えられる。

事務局　　国としては、山林化で農地への復元が困難であれば、非農地とするよう指導していることもあり、事務局としては今回の案件は非農地と判断して問題ないと考えております。

議長　　　それであれば、委員の皆さんのご異議がなければ、議案第９号「非農地証明書交付の件」につきましては、交付することにして御異議ありませんか。

委員　　　（異議なし）

議長　　　御異議がないようですので、議案第９号につきましては、交付することとします。

議案の審議は、以上です。

これより、報告案件に入ります。

まず、報告第１３号「農地法第４条第１項第８号の規定に基づく届出受理の件」を報告します。

事務局の報告をお願いします。

事務局　　報告第１３号について説明いたします。

【議案書朗読】

農地は市街化区域内にあり、添付書類も含めて法定要件を完備しておりましたので、事務局長専決により、届出を受理しましたので、報告いたします。

議長　　　事務局の報告は終りました。

本報告に対し、御質問はありませんか。

委員　　（質問なし）

議長　　質問もないようですので、本報告は、この程度にとどめます。

続きまして、報告第１４号「農地法第５条第１項第７号の規定に基づく届出受理の件」を報告します。

事務局の報告をお願いします。

事務局　　報告第１４号について説明いたします。

【議案書朗読】

農地は市街化区域内にあり、添付書類も含め法定要件を完備しておりましたので、事務局長専決により、届出を受理しましたので、報告いたします。

議長　　事務局の報告は終りました。

本報告に対し、御質問はありませんか。

委員　　（質問なし）

議長　　質問もないようですので、本報告は、この程度にとどめます。

続きまして、報告第１５号「農地法第１８条第６項の規定に基づく解約等の通知の件」を報告します。

事務局の報告をお願いします。

事務局　　報告第１５号について説明いたします。

【議案書朗読】

賃貸人と賃借人の連名で、農地の貸借について、双方合意による解約が成立したことが通知されたものです。通知書には、合意解約書及び印鑑証明書が添付されており、合意による解約が確認できたため、通知書を受理しましたので、報告いたします。

議長　　事務局の報告は終りました。

本報告に対し、御質問はありませんか。

委員　　（質問なし）

議長　　質問もないようですので、本報告は、この程度にとどめます。

続きまして、報告第１６号「農地法第３条の３の規定に基づく届出受理の件」を報告します。事務局の報告をお願いします。

事務局　　報告第１６号について説明いたします。

【議案書朗読】

当該届出は、法定記載事項がもれなく記載されていることを確認し、事務局長専決により届出を受理しましたので、報告いたします。

議長　　事務局の報告は終りました。

本報告に対し、御質問はありませんか。

委員　　（質問なし）

議長　　質問もないようですので、本報告は、この程度にとどめます。

続きまして、報告第１７号「引き続き農業経営を行っている旨の証明書交付の件」を報告します。事務局の報告をお願いします。

事務局　　報告第１７号について説明いたします。

【議案書朗読】

現地調査の結果、すべて農地として耕作されていることを確認し、会長専決により証明書を交付しましたので、報告いたします。

議長　　事務局の報告は終りました。

本報告に対し、御質問はありませんか。

委員　　（質問なし）

議長　　質問もないようですので、本報告は、この程度にとどめます。

以上で、本日予定しておりました報告案件はすべて終了しました。

これをもちまして、本日の農業委員会定例総会を閉会します。

午後３時２０分　終了

上記議事録を正当と認め、署名する。

（議長）

（委員）

（委員）